

東北文教大学 数理・DS・AI 教育プログラム推進委員会 規程（案）

（設置）

第1条 東北文教大学 数理・DS・AI 教育プログラム推進委員会（以下、推進委員会という。）は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの推進ならびに教育課程の編成等に関する事項について、学内の関係部局等と連携を図りながら、審議することを目的に設置する。

（構成）

第2条 推進委員会は、以下に挙げる人員から構成する。

- （1）委員長
- （2）数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関わる教員
- （3）コンピュータセンター長
- （4）学務課職員
- （5）必要に応じ学長が委嘱する者

（委員長）

第3条 推進委員会に、委員長を置き、学長が指名する。

（協議事項）

第4条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの推進に関すること。
- （2）数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの教育課程の編成に関すること。
- （3）数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検・評価に関すること。
- （4）その他、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関すること。

（運営）

第5条 委員長は、推進委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、学長が指名する者がその職務を代行する。

（意見の聴取）

第6条 推進委員会は、必要と認めたときは、推進委員会構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員会事務）

第7条 推進委員会に関する事務は、学務課が担当する。

（改正）

第8条 この規程の改正は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. 本委員会における自己点検・評価は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会へ自己点検・評価報告シートとして報告し、当該教育プログラムの推進状況を全学で共有する。